

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和2年(2020年)1月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】懲戒解雇無効確認等請求事件において会社の証人として尋問を受けたXが被解雇者の訴訟代理人弁護士Yから反対尋問を受けた際のYの発言で名誉棄損されたとして慰謝料300万円を請求した事案。請求を棄却した原審判断を変更し100万円の限度でXの請求を認容した(平成30年10月18日東京高裁)

【2】Y1銀行の営業担当AがX1社の預金を同社経理Bの協力で浮貸しし, X1の代表取締役X2の預金をBが不正に払戻していた事案で,X1がY1及び当時の代表取締役Y2に損害賠償を請求。は過失相殺の上請求を認容, はY1Y2に責任はないとした(平成30年11月29日福岡高裁)

【3】Y1運転の車の事故でAに後遺障害を与えその後別原因で死亡。Aの相続人XらはY1側保険会社Y3に損害賠償と同額の保険金の支払を求め, 一方Y3は契約特約の適用の誤信を主張し既払金の返還を求めて反訴。本判決はXらの請求を棄却, 一方Y3の反訴請求も棄却(平成30年12月19日高松地裁丸亀支部)

【4】信販会社への支払を停止した車の購入者の, 車両の引渡が認められればその価格相当額を控除した範囲でしか求償債権は認められず, 求償債権が認められれば信販会社の留保所有権は消滅し引渡を求められないから両請求権は両立しない, との主張が排斥された事例(平成30年1月30日東京地裁)

【5】被告の輸入, 製造, 販売する人工呼吸器が作動停止しその使用者が死亡する事故が生じ, 亡使用者の相続人らが本件人工呼吸器に欠陥があったと主張し, 被告に製造物責任に基づき亡使用者の損害賠償の相続分等の損害賠償を求めたところ同請求が棄却された事例(平成30年2月27日東京地裁)

【6】亡Aの成年後見人だったBが, Aの財産を不正に流出させたとして亡Aの養子XがBに損害賠償を求め, 家事審判官にも資産流出の責任があるとして国に損害賠償を求めた事案。本判決はBによる財産不正流出の一部を認めBに対する請求を一部認容, 国に対する請求は棄却した(平成30年5月18日東京地裁)

【7】婚姻中に原告(元夫)名義で本件建物を購入しその後離婚。被告(元妻)が離婚後も同建物に居住を続け, 原告が被告に対し本件建物の明渡請求及び賃料相当損害金の賠償を請求した事案。本判決は原告の明渡請求は棄却したが, 賃料相当損害金の請求を一部認容した(平成30年7月26日札幌地裁)

【8】仮想通貨交換業を営むY社がハッキング等でその資産が盗難された場合, 各顧客への事前通知なしにサービスの提供を停止または中断できるとの契約条項に基づき, XがYに預託した日本円の払戻を拒否。Xがその払戻を求めたところ同請求が棄却された事例(平成31年2月4日東京地裁)

【9】Xは高校の同級生Yからいじめを受けうつ状態になったとして1年分相当の逸失利益を含む損害賠償, 弁護士費用の支払を求めた事案。本判決は度を超えたいじめとして不法行為を構成すると判断, 慰謝料, 弁護士費用等の支払を認容したが逸失利益の請求は退けた(平成31年2月19日福島地裁)

【10】Yを債権者, Aを債務者とする強制執行認諾文言付公正証書につき同証書上の連帯保証人とされたXが, 同証書による金銭消費貸借契約はXに連帯保証債務を負わせるためにYとAが通謀したものだとして強制執行の不許を求めたところ, Xの主張が認容された事例(平成31年2月26日東京地裁)

【11】警備作業中の従業員と保有車両が, 突入してきた大型貨物自動車により死傷・損壊されることで請負契約の履行自体に損害を受けた警備会社が, 運転者及び同人が勤務する会社に対し当該請負業務の停止に伴う事業損害を請求し, 被告らの賠償義務が認められた事例(平成31年3月26日京都地裁)

(商事法)

【12】合資会社を退社した無限責任社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超える場合には, 定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り当該社員は当該会社に対してその超過額を支払わなければならないと判示(令和1年12月24日最高裁)

【13】株主提出の委任状につきそれが会社提案への賛否で当該委任状の受任者を委嘱するか否かを区別する行為、無記載委任状の議決権行使書面をもって会社提案に賛成の議決権行使または棄権と取り扱う行為につき、一律にこれらを法令に違反するとは言えないと判示(令和1年6月21日東京高裁)

(知的財産)

【14】被告は「南三陸キラキラ丼」を標準文字で書してなる商標の商標権者であり、原告は本件商標につき無効審判を請求したところ特許庁は不成立の審決をしたので本件審決の取消を求めたが、本件商標は商標法4条1項10号に該当しないとして原告請求を棄却した事案(令和1年12月19日知財高裁)

【15】「和解契約2条本文の規定により原告は本件和解契約締結時以降本件特許について特許無効審判を請求しない旨の合意が成立している」として特許無効審判の請求が却下された原告が、本件審決の取消しを求めたが、本件審決の判断に誤りはないとして棄却された事例(令和1年12月19日知財高裁)

【16】「椅子式マッサージ機」に係る特許の無効審判請求は成り立たない旨の審決の取消を求めた事案において、本件明細書の発明の詳細な説明の記載は実施可能要件に適合するものとはいえず、審決の判断には誤りがあるとして審決を取消した事例(令和1年12月25日知財高裁)

【17】原告はレストランにおける飲食物の提供等を指定役務とする商標につき国際商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため不服審判を請求、特許庁が不成立の審決をしたのでその取消を求める本件訴訟を提起したが、原告の請求が棄却された事例(令和1年12月26日知財高裁)

(民事手続)

【18】地面師詐欺に遭ったハウスメーカーXに対しYが提起した株主代表訴訟において、YがXに本件詐欺被害に関する文書の提出を命じた原決定につきXが即時抗告したが、当該文書は民事訴訟法220条4号二所定の自己利用文書には該当せずと判示された事案(令和1年7月3日大阪高裁)

【19】破産債権者である信用保証協会Yが破産手続開始後に物上保証人Xから債権の一部弁済を受けたが、実体法上の残債権額の超過部分を破産管財人がYに配当したため、XがYに超過部分の返還を求める等したところ、本判決はXの主張するYの不当利得の成立を認めた(令和1年8月29日大阪高裁)

(刑事法)

【20】被告は覚せい剤100gを80万円で売却すると約束しその8割を発送したから「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」は64万円とした原判決に対し、本判決は、原判決の追徴額を違法とし、代金全額が譲渡未遂を原因として得た譲渡といえるから80万円を追徴するとした(令和1年12月20日最高裁)

【21】被告人が出したごみから発見された証拠が違法収集証拠になるかが争われた事案。ごみの占有は清掃会社がゴミステーションから回収した時点で管理組合、管理会社及び清掃会社に移転、所持者が任意に提出した物を警察が領置したもので捜査の方法に問題ないと判示(平成30年9月5日東京高裁)

【22】aは妻を殺害し、被告人aの母bはこれを幫助し被害者の死体を遺棄した事案で、原判決はaに懲役15年、bに懲役7年の刑を言い渡した。これに対し各弁護人が量刑不当等を理由として控訴したところ、本判決はbについては原判決を破棄し懲役6年の刑とした(令和1年12月10日東京高裁)

【23】同僚らに睡眠導入剤を飲ませ交通事故を惹起させた事案で原判決は被告人を未必の故意による殺人未遂を認めたとしたが、本判決は事故の相手側が死亡することまで被告人は想起していないとして事故の相手側への殺人未遂は成立しない等を理由に原判決を破棄し差戻した(令和1年12月17日東京高裁)

(社会法)

【24】部下の教諭への猥褻行為を理由に懲戒免職処分と退職手当等の全部不支給処分を受けた元中学校校長Xが各処分の取消を求めた事案。全部不支給処分を取消した第1審判決に対し本控訴審判決は原判決のうちX勝訴部分の全部を取消し請求の全部を棄却した(平成31年2月27日東京高裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民事法】

#### (1) 東京高判平成30年10月18日 判例時報2424号73頁

平成30年(ネ)第2899号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容, 上告・上告受理申立て(上告棄却, 不受理確定))

懲戒解雇無効確認等請求事件において, 会社の証人として尋問を受けたXが, 被解雇者の訴訟代理人弁護士Yから反対尋問を受けた際のYの発言(Xが横領して会社を辞めたのではないか, 自己の意思に反して会社に有利に証言しなければならない立場にあるのではないかなど)により名誉棄損されたとして慰謝料300万円を請求した事案。

原審は, Yの発言は事件との関連性があり, 証人に証言拒絶権があること等を述べて, Xの請求を棄却したが, 本判決は, Yの発言によってXの証言の信用性が減殺されるとは言い難く, 相応の根拠のないこと, 執拗かつ不適切な態度であったことから正当な訴訟活動として違法性が阻却されるものとは認められないと判断し, 100万円の限度で認容した。

#### (2) 福岡高判平成30年11月29日 金法2128号62頁

平成30年(ネ)第47号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部変更・請求一部認容)

Aは, Y1銀行本店営業部で個人, 法人営業全般を担当していたところ, 平成6年頃知り合ったX1社の経理担当者であるBの協力により, Y1に開設されたX1の口座から金員を融通してもらい別の顧客に貸し付ける, いわゆる浮貸しを始めた。Bは, X1には金員の融通を秘匿していたため, X1の会計帳簿と預金残高の齟齬が発覚しないように, Aに内容虚偽の残高証明書等を発行してもらうなどしていた。Y1は, 平成10年4月にAによる浮貸しに気づき, その報告を受けた当時の代表取締役Y2の指示による内部調査でAおよびBから事情聴取してX1からの融通額が1億円であると判断したうえで, Bから, 平成10年7月3日付けでAから1億円の弁済を受けた旨の受領書を徴求したが, X1および同社の代表取締役X2に裏付け調査も報告もせず, 関係省庁への届出等もしなかった。そして, Bは, 従前から先物取引を行っていたが, 平成11年以降, 自己の先物取引の損失を埋めるためにY1に開設されたX2の預金を不正に払い戻すようになり, その合計は4010万円に至った。X1は, AとBによる共謀横領行為につき, Y1に対し, 主位的に民法715条1項に基づき損害賠償を請求したほか, 予備的に, Y2が自己または従業員をして本件共謀横領行為の十分な調査および再発防止策を取るべきであったのにこれを怠ったとして, 会社法350条, 民法715条1項, 415条に基づき, 横領額1億1900万円の損害賠償を請求し, Y2に対し, 会社法429条1項に基づき同額の損害賠償を請求した。また, X2は, 本件共謀横領行為が発覚した以上は速やかにXらに報告すべきであり, そうしていればその後のB単独の横領行為は発生しなかったとして, Y1に対し, 会社法350条, 民法715条1項, 415条に基づき, 上記4010万円の損害賠償を請求し, Y2に対し, 会社法429条1項に基づき, 同額の損害賠償を請求した。原審は, Xらの請求をいずれも棄却したが, これを不服とするXらが控訴した。

本判決は, 本件共謀横領行為に係るY1の民法715条1項の責任の有無については, X1が浮貸しという違法行為に協力するはずもなく, Aが内容虚偽の残高証明書等の作成という隠蔽工作に加担していたことから, AにおいてもBがX1の口座から資金を融通していることが横領行為に該当すると認識していたことは明らかであるとして, Aによるこのような違法行為は, Y1の事業の執行と密接な関連を有するものであるから, Y1はこのことについて民法715条1項の責任を免れないと判示したが, 本件共謀横領行為にはX1の従業員であるBが重要な役割を果たしていたことから, 5割の過失相殺がされた(認容額5950万円)。次に, 本件単独横領行為に係るY1の会社法350条等の責任の有無および本件単独横領行為に係るY2の同法429条1項の責任の有無については, Y2は, 内部調査の結果, AがBを通じてX1の口座から資金を融通してもらっていたこと, Aが内容虚偽の残高証明書等の発行等を行っていたことを認識したのであるから, AとBが共謀のうえでX1の資金を横領していると疑うべきであったのに, Bから事情を聴取したのみで調査を終了させたことは不適切であったものの, 本件単独横領行為は内部調査終了後から, X1ではなくX2の口座から行われたものであったから, Aとは無関係に開始されたもので予見可能性がなかったとして, Y1の会社法350条等の責任を認めることはできず, Y2の同法429条1項の責任も認めることはできないと判示した。

#### (3) 高松地裁丸亀支部判平成30年12月19日 判例時報2424号99頁

平成29年(ワ)第43号 損害賠償請求, 損害賠償請求反訴事件(本訴一部認容・一部棄却, 反訴棄却(控訴))

Y1が運転する自動車(「本件車両」, 自動車検査証上の所有名義はY2)が歩行中のAに衝突した交通事故により, Aは遷延性意識障害を負い, 後遺障害等級1級の後遺障害を負った。その後, Aは別原因で死亡し, Aの相続人である妻X1, 子X2及び子X3は, Y1及びY2に対して, 損害賠償請求を行い, Y1側保険会社Y3に対し, Y1に対する判決確定を条件とした他車運転危険補償特約(以下, 本件特約)に基づく前記損害賠償と同額の保険金の支払いを求めた(本訴)。他方, Y3は, 本件特約に基づき病院等に合計約1200万円, 亡Aに対し約1200万円を支払い済みであったが, 本件車両はY1が所有ないし常時使用する自動車に該当することが判明し, 本件特約の適用があると誤信して第三者弁済をしたとして, Xらに対し, 病院等やAに対する既払金約2280万円(自賠責120万円を控除)の返還を求めた(反訴)。

本判決は、本訴に関し、Y1及びY2に対しては約6200万円のうち約4600万円を認容したが、Y3に対する本訴請求については、本件特約の適用除外にあたるとして請求を棄却した。他方、既払金(反訴請求)については、Y1のAに対する損害賠償債務の履行として保険契約者であるY1の指示によりY3が行ったというべきであり、第三者弁済には該当せず、弁済として有効であるとして反訴請求を棄却し、既払金は本訴請求において損益相殺として処理した。

#### (4)東京地判平成30年1月30日 判例タイムズ1466号218頁

平成29年(ワ)第25884号 自動車引渡等請求事件(認容、確定)

Yが信販会社Bとの立替払委託契約に基づく立替払により自動車を購入し、YのBに対する債務について、信販会社Xとの間で連帯保証委託契約を締結したところ、YがBに対する支払を停止したため、XがBに対し代位弁済をするに至り、XがYに対し、その相当額の求償債権及び遅延損害金の支払いを求めるとともに、四者間の契約により自動車にかかるBの留保所有権をXが取得したとして本件車両の引渡しを求めた。これに対し、Yは、本件車両の引渡請求権と求償債権は、本件車両の引渡し認められれば、その価格相当額を控除した範囲でしか求償債権が認められず、求償債権の支払いが認められれば、Xの留保所有権は消滅し引渡しを求めることができなくなるから、両請求権は両立せず全部認められることはないと主張した。

本判決は、本件保証委託契約には、Xが本件車両の引渡しを受けたときは、その査定価格または客観的に相当な価格をもって、求償債権及び諸費用に充当し、過不足が生じたときは清算する旨の約定が規定されていたと認定し、Xが取得した求償債権は、本件車両の引渡しにより当然に消滅するのではなく、上記査定価格または客観的に相当な価格をもって充当することにより消滅し、他方、本件車両の留保所有権は、求償債権の支払義務が判決で命じられることにより消滅するものではなく、その給付を受けるなどして求償債権が消滅したときに、附従性により消滅するものであり、両債権は両立するとして、Yの主張を排斥し、Xの請求を全部認容した。

#### (5)東京地判平成30年2月27日 判例タイムズ1466号204頁

平成27年(ワ)第37137号 損害賠償請求事件(請求棄却、確定)

被告の輸入、製造及び販売に係る人工呼吸器が作動停止したことによりその使用者が死亡する事故が生じたところ、本件事故の原因は本件人工呼吸器のAC電源コードが通常予見される方法で使用されていたにもかかわらず断線したことにより、本件人工呼吸器には欠陥があったと主張する亡使用者の相続人(原告ら)が、被告に対し、製造物責任に基づき、亡使用者の損害賠償の相続分等の損害賠償を求めた事案。

本判決は、経年劣化により電源コードが断線等を起こすことは、日常において一般的に見受けられる事象であるから、その断線の一事をもって本件製品に欠陥が存在するとは評価できず、本件製品はAC電源コードの断線後もバックアップ電源が想定どおりに作動し(約8時間半にわたって作動)、着脱式バッテリーによる電力供給、更に内部バッテリーによる電力供給に切り替わっている旨及び内部バッテリーの充電残量を知らせるアラームメッセージ及びアラーム音が繰り返し作動したにもかかわらず、そのたびに消音ボタンやリセットボタンが押されるだけで、アラーム対応表に従った対応がなされていなかった等の事実から、本件事故は、本件製品について、使用者が通常の使用方法に従って使用していたにもかかわらず電源が消失し、作動を停止したことによるものとはいえず、その他に本件製品及びそのAC電源コードに欠陥が存在し、これにより事故が生じたと認めるに足りる証拠もないとして、原告らの請求を棄却した。

#### (6)東京地判平成30年5月18日 判例時報2425号32頁

平成26年(ワ)第26892号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

本件は、亡Aの養子XがAの妹でAの成年後見人だったBが、Aの判断能力の減退を奇貨として、成年後見人選任の前後にAの財産を不正に流出させたとして、Bに対し不法行為による損害賠償を求めるとともに、家事審判官はXの意見を聞く機会を設けず、後見監督人を選任することもなくBを選任したこと、資産流出を知り又は知り得たのに見過ごしたこと等について国賠法上違法であるとして国に対し損害賠償を求めた事案である。

本判決は、Bによる財産不正流出の一部(流出額合計2136万4008円)を認め、XのYら(Bは訴え提起後に死亡し、子であるYらが訴訟承継)に対する請求を一部認容したが、国に対する請求については、Xが当時Aと別居していたことやAの遺言内容からAとXが疎遠であったこと等からXに意見照会しなかったことが不合理であるとも監督人を選任すべきであったともいえないとし、また、家裁調査官の調査結果の一部に誤りがあったことは認めつつ、調査内容の誤りをもって家事審判官の判断が直ちに国賠法の適用違法の評価を受けるとまでいえない等判断し、国に対する請求を棄却した。

### (7)札幌地判平成30年7月26日 判例時報2423号106頁

平成28年(ワ)第2382号 建物明渡請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

原告(元夫)と被告(元妻)が夫婦である間に原告名義で建物(本件建物)を購入した後に離婚し,被告が離婚後も本件建物に居住を続け,被告が原告に対し本件建物などの財産分与を求める審判手続係属中に,所有名義人である原告が居住する被告に対し夫婦共有財産たる本件建物の明渡請求及び賃料相当損害金の賠償請求を求めた事案において,裁判所は,被告が本件建物の所有権ないし共有権の分与を受ける可能性があることまでは否定できないものの,協議ないし審判前の財産分与請求権は,協議・審判によってはじめて具体的な権利性を有すると解するのが相当であることに加え,弁論の全趣旨によれば,本件建物の住宅ローンの負債額が原告及び被告の総資産額の合計を上回っていると認められるから,現時点において被告が本件建物の具体的な共有持ち分権を有しているとはできない,使用貸借契約が黙示に締結されたとしても当該契約は原被告間の婚姻関係終了を解除条件としたものと解され,原被告が離婚した現在,被告が本件建物の使用借権を有しているとはいえず,被告に占有権限があるとはいえない,本件建物の帰趨は財産分与手続で決せられるべきであり,負債額が総資産額の合計を上回っている場合でも変わらず,被告は財産分与との関係で本件建物の潜在的持ち分を有しており,十分に尊重されるべきで,財産分与審判が近々下される見込みである中で同手続外で本件建物の帰趨を決することを求めることは,被告の潜在的持ち分を不当に害する行為と評価すべきであり,権利濫用に当たり許されない,被告には離婚成立後本件建物の占有権限がないから,被告は本件建物の所有権侵害の不法行為に基づき賃料相当損害金の支払義務を負い,原告のこの請求は権利濫用ではない,と各判示し,明渡請求は棄却したが,賃料相当損害金の請求を一部認容した。

### (8)東京地判平成31年2月4日 金法2128号88頁

平成30年(ワ)第14724号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

Xは,仮想通貨交換業を営むY社に取引口座を開設して日本円を預け入れ,取引を行っていたが,Yが,平成30年1月に発生した仮想通貨流出事件を受けて,ハッキングその他の方法によりその資産が盗難された場合,各顧客に事前に通知することなく,サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるとの契約条項に基づき,そのサービス提供を停止し,日本円の出金を拒んだところ,当該サービス提供停止行為が債務不履行に当たり,契約を解除したと主張して,Yに預託した日本円の払戻しを求めた。

本判決は,上記契約条項は消費者契約法8条1項1号の「事業の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」または同法8条の2第1号の「事業の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項」には当たらないとしたうえで,上記契約条項の趣旨を「ハッキングその他の方法によりYの資産が盗難された場合について,サービスの提供を停止する場合に顧客が負担する仮想通貨の価格変動リスクと比較しても,Yがサービスの提供を継続する場合に生じ得る更なる資産の盗難などといったより大きなリスクを避け,顧客の利益が損なわれることを防止することにあるから,上記契約条項がYの故意または過失によらない盗難等に限ってサービス提供の停止を許容するものなど解することは困難であるし,サービス提供の停止期間については,同期間内にYによる調査,ネットワークやサーバーの再構築,安全性の検証等の対応が行われたことから,合理性ないし相当性を欠く不相当なものであったとはいえず,平成30年2月13日まで日本円の出金を停止したことは債務不履行に当たらないと判示した。なお,Yが払い戻すべき日本円はその全額が同日に支払済みであることがあわせて説示されている。

### (9)福島地判平成31年2月19日 判例時報2425号58頁

平成28年(ワ)第194号 損害賠償請求事件 一部認容,一部棄却(控訴,後和解)

本件は,Xが私立高校の同級生で同じ柔道部に所属するYらから,平成26年4月頃から平成27年12月頃までの間,継続的かつ執拗にいじめ及び嫌がらせ等をされたことにより,うつ状態等になったとして共同不法行為に基づき損害賠償882万5754円(眼鏡買替費用1万4040円,通院交通費3324円,診断書費用2160円,慰謝料400万円,逸失利益400万3889円(1年分相当),弁護士費用80万2341円)を求めた事案である。なお,Xは,通院治療中であり,本件請求は一部請求である。

本判決は,Yらによる言動は,悪ふざけの限度を超えたいじめに該当するものであり不法行為を構成するとし,Yらは全ての行為を共に行っているわけではないとしても,Yらがいずれも柔道部に所属し,他の者のいじめ行為にXが抵抗できない状況にあることを相互に認識した上でその状況を踏まえて自らもいじめに加担していたことからすれば,Yらは一連のいじめ行為を共同で行っていたものと認めるのが相当であるとして共同不法行為が成立すると判断し,慰謝料等166万9524円(眼鏡買替費用1万4040円,通院交通費3324円,診断書費用2160円,慰謝料150万円,弁護士費用15万円)を認めたが,逸失利益については,いじめによって就職が1年半遅れたとは認められないとして退けた。

## (10)東京地判平成31年2月26日 金法2129号86頁

平成29年(ワ)第18801号 請求異議事件(請求認容)

本件は、Yを債権者とし、Aを債務者とする強制執行認諾文言付公正証書について、同証書上の連帯保証人とされたXが、同証書による金銭消費貸借契約がXに連帯保証債務を負わせるためだけにYとAが通謀して行った架空のものであり、金銭交付もなかったとして、契約の不成立または通謀虚偽表示による無効を主張して、強制執行の不許を求める請求異議訴訟である。Yは、本件消費貸借契約は従前Aとの間で存在した複数の権利関係を一本化した準消費貸借契約であるとして、契約が有効に成立したものと主張している。

本判決は、本件公正証書は、その作成当日に1300万円が交付されたとするもので、準消費貸借であるとのYの主張と整合しないこと、AからYへの送金は、公正証書記載の弁済期から2年以上経過後にされており、送金額も合計92万円にすぎず、しかも、同時期にYからAへ合計約87万円が送金されていること、Yは訴訟の当初現金1300万円を直接交付したと主張していたにもかかわらず、後に準消費貸借である旨主張を変更したことから、Yが主張する旧債務の存在を否定し、消費貸借契約を無効と判示した。

## (11)京都地判平成31年3月26日 判例タイムズ1466号187頁

平成30年(ワ)第326号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴)

大型貨物自動車が、その運転手の前方不注視が原因で、名神高速道路において、工事に伴う交通規制を行っていた原告(警備会社)の車列に突っ込み、原告の車両を損壊し、現場で警備作業に従事していた原告の従業員5名全員を死傷させる交通事故が発生し、原告が、本件事故現場での警備業務の提供等が不可能になり、得られるはずの利益(原告が本件事故当時受注していた本件事故の現場を含む3件の高速道路警備業務の継続により得られる請負代金報酬の5割)を失ったと主張し、運転者に対しては不法行為責任に基づき、被告が勤務する会社に対しては使用者責任に基づき損害賠償金の連帯支払いを求めた。

本判決は、本件事故は、企業が請負業務の履行中に、その従業員と保有していた車両に対し、それらを進路前方に認識しながら制動措置を講じられなかった自動車が衝突してきた事案で、被告らが本件で主張する間接被害者として企業損害の賠償を求める事例とは事案を異にしていること、従業員と保有車両を侵害されることで請負契約の履行自体に損害を受けた企業が、加害者に対し、当該請負業務の停止に伴う事業損害を請求しているのであり、その停止に伴う原告の2ヶ月間の営業損害については、被告に賠償義務があるとし、その限りで原告の請求を認め、被告らに対し500万円の連帯支払いを命じた。

### 【商事法】

## (12)最三判令和元年12月24日 裁判所HP

平成30年(受)第1551号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/113/089113\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/113/089113_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

合資会社を退社した無限責任社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超える場合には、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、当該社員は、当該会社に対してその超過額を支払わなければならない。

(理由)

無限責任社員が合資会社を退社した場合には、退社の時における当該会社の財産の状況に従って当該社員と当該会社との間の計算がされ(会社法611条2項)、その結果、当該社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を下回るときには、当該社員は、その持分の払戻しを受けることができる(同条1項)。一方、上記計算がされた結果、当該社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超えるときには、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、当該社員は、当該会社に対してその超過額を支払わなければならないと解するのが相当である。このように解することが、合資会社の設立及び存続のために無限責任社員の存在が必要とされていること(同法576条3項、638条2項2号、639条2項)、各社員の出資の価額に応じた割合等により損益を各社員に分配するものとされていること(同法622条)などの合資会社の制度の仕組みに沿い、合資会社の社員間の公平にもかなうというべきである。

## (13)東京高決令和元年6月21日 金法2129号78頁

令和元年(ラ)第1134号 違法行為差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

本件は、6か月前から引き続き株式を有する株主であるX1およびX2が債権者となり、会社の代表執行役であるYを債務者として、Yが招集した株主総会に先立って、同株主総会における議決権行使につき、(1)株主が会社から議決権行使書面と同時に交付された書面を利用した委任状を提出した場合に、それが会社提案賛成の委任状であるか否かによって当該委任状の受任者を委嘱するか否かを区別する行為、(2)株主が株主提案賛成の委任状と、賛否の表示のない議決権行使書面の双方を提出した場合に、無記載の議決権行使書面をもって会社提案に賛成の議決権行使と認め、または、当該株主の議

決議権行使について棄権があったものと取り扱う行為につき、当該株主の意思に基づいた議決権を行使させるという執行役としての善管注意義務および忠実義務に違反するものであって、会社法422条1項の法令に違反する行為をするおそれがある場合に該当し、また、当該行為により会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるとして、上記(1)(2)の各行為を仮に差し止める旨の仮処分命令を求めた事案である。原決定が、Xらの申立てをいずれも却下したところ、これを不服として、Xらが抗告した。

本決定は、本件議決権行使書面における表示と株主の内心の齟齬、錯誤の成否の問題は、当該個々人の認識や具体的状況において個別に評価、判断されるべき事柄であり、あらかじめ包括的、抽象的に判断することになじまない性格を有するから、現時点で錯誤の成否等につき議論することはそもそも相当でないとしたうえ、各株主が、本件株主総会における議決権行使につき、どのような考えや認識に基づき、どのような対応を取るかについては、各種多様なものがありうるものであり、株主提案賛成の委任状を会社に返送した株主、あるいはこれとともに無記載の議決権行使書面を併せて返送した株主が、必ずしも一様に誤解ないし錯誤に基づいてこれらを行ったものと決めつけることはできないし、現実に当該株主の意思を確認することも不可能であるから、代表執行役は、議決権行使に関して実際に各株主が取った行動につき、一定の合理的な基準を設けつつ、事前に予想しきれない個々の事例については、合理的意思解釈や公平性等に照らして個別にその取扱いを決めることにより、善良な管理者としての注意義務を履行することになる旨説示して、上記(1)(2)の各行為につき一律にこれを法令に違反するものであるということとはできないと判示した。

## 【知的財産】

### (14)知財高判令和元年12月19日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10101号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/123/089123\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/123/089123_hanrei.pdf)

被告は、南三陸産の海鮮丼等を指定商品とし、「南三陸キラキラ丼」を標準文字で書してなる商標(本件商標)の商標権者であるところ、原告は、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁は、不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。本件審決の理由の要旨は、本件商標は、商標法4条1項10号に該当しないから、無効とすることはできないというものであった。

被告は、権利能力のない社団である南三陸町飲食店組合の代表者として、南三陸町飲食店組合のために本件商標の出願をし、その登録を受けたこと、南三陸町飲食店組合は、本件商標の出願及びその登録について、総会の決議で承認していることが認められるから、本件商標権は、実質的には南三陸町飲食店組合が有しているものと認められる。

そうすると、本件商標の出願及びその登録に関しては、被告と南三陸町飲食店組合とは同一人とみなして取り扱うのが相当であるから、使用主体を南三陸町飲食店組合とする「南三陸キラキラ丼」の標章は、本件商標との関係では、「他人」の「業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標」に該当するものと認めることはできない。

これに対し原告は、商標法上、法人格を有することが商標登録を受けるための要件とされており(7条参照)、権利能力なき社団が商標登録を受けることは認められていないから、被告が「南三陸町飲食店組合」の組合長であるからといって、被告個人の本件商標の商標登録の効力が、権利能力なき社団である「南三陸町飲食店組合」の構成員に及びことはあり得ない旨主張する。

しかしながら、権利能力のない社団の意思決定に基づいてその代表者の個人名義で出願をし、商標登録を受け、その登録商標を権利能力のない社団の財産として管理することは許容されるものと解される。この場合、実体的には、当該登録商標の商標権は、権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属し、実質的には、当該社団が有しているともみることができるから、当該登録商標の商標登録の効力が、権利能力のない社団の構成員に及ばないとはいえず、本件商標も、これと同様である。

以上によれば、本件商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、「他人」の「業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていた商標又はこれに類似する商標」であるとはいえないから、本件商標は商標法4条1項10号に該当しない、として原告の請求は棄却された。

### (15)知財高判令和元年12月19日 裁判所HP

平成31年(行ケ)第10053号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/122/089122\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/122/089122_hanrei.pdf)

「和解契約2条本文の規定により、原告は、本件和解契約締結時以降、本件特許について特許無効審判を請求しない旨の合意が成立している」として特許無効審判の請求が却下された原告が、本件審決の取消しを求めたが、本件審決の判断に誤りはないとして棄却された事案。

本件和解契約2条は、「乙らは、自ら又は第三者を通じて、無効審判の請求又はその他の方法により本件特許権の効力を争ってはならない。ただし、甲が特許侵害を理由として乙らに対し訴訟提起した場合に、当該訴訟における抗

弁として本件特許権の無効を主張することはこの限りではない。」と規定する。しかるところ、2条の上記文言によれば、同条は、「乙ら」（原告ら）は、「甲」（被告）に対し、被告が原告らに対し提起した本件特許権侵害を理由とする訴訟において本件特許の無効の抗弁を主張する場合（同条ただし書の場合）を除き、特許無効審判請求により本件特許権の効力（有効性）を争ってはならない旨の不爭義務を負うことを定めた条項であって、原告が本件特許に対し特許無効審判を請求することは、およそ許されないことを定めた趣旨の条項であることを自然に理解できる。

そうすると、原告による本件特許無効審判の請求は、本件和解契約2条の不爭条項に反するというべきである。したがって、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

これに対し原告は、本件和解契約1条、3条及び4条に関する交渉経緯等の本件和解契約の締結経緯及び各条項に照らすと、本件和解契約2条は、本件和解契約締結後の「将来の紛争」に備えて、本件特許権の効力を特許無効審判等によっては争わないことを定めた不爭条項であるが、ここで想定されている「将来の紛争」とは、3条記載のJANコードで特定される「本件商品」（過去製品）及び過去製品と同一の構成の製品に係る紛争に限られているというべきであるから、被告が過去製品とは別の構成を有する製品に対して本件特許権を行使する場合には、2条により、原告が特許無効審判等によって本件特許権の効力を争うことが禁止されるものではない、原告は、被告が過去製品と同一の構成ではない、本件特許の権利範囲に属しない類似製品に対して本件特許権を行使する関連訴訟を提起したため、これに対抗して本件特許無効審判を請求するものであるから、本件特許無効審判の請求については本件和解契約2条の効力は及ばない旨主張する。

しかしながら、本件和解契約2条には、被告が3条に規定する「本件商品」（原告主張の「過去製品」）とは別の構成を有する製品に対して本件特許権を行使する場合には、原告が特許無効審判請求によって本件特許権の効力を争うことが許される旨を定めた文言は存在せず、1条、3条及び4条のいずれにおいても、原告の主張に沿う文言は存在しない。また、本件和解契約の交渉経緯に照らしても、被告と原告らとの間において原告の主張する上記場合には2条の効力が及ばないことを確認したり、合意したことをうかがわせる事実は認められない。かえって、本件和解契約2条の文言及び本件和解契約の交渉経緯によれば、2条は、被告が原告らに対し提起した本件特許権侵害を理由とする訴訟において本件特許の無効の抗弁を主張すること（同条ただし書の場合）は許されるが、原告が本件特許に対し特許無効審判を請求することは、およそ許されないことを定めた趣旨の条項であると解するのが自然な解釈である。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

#### (16) 知財高判令和元年12月25日 裁判所HP

平成31年(行ケ)第10027号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/132/089132\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/132/089132_hanrei.pdf)

「椅子式マッサージ機」に係る特許の無効審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、本件明細書の発明の詳細な説明の記載は実施可能要件に適合するものとはいえず、審決の判断には誤りがあるとして、審決を取消した事案。

(ア)本件明細書には、本件発明のマッサージ機は、施療者の臀部または大腿部が当接する座部、及び施療者の背部が当接する背凭れ部を有する椅子本体と、該椅子本体の両側部に肘掛部を有する椅子式マッサージ機であり、前記背凭れ部は、座部の後側にリクライニング可能に連結されていること、肘掛部は、椅子本体に対して前後方向に移動可能に設けられ、背凭れ部のリクライニング角度に応じた所定の移動量を保持しながら背凭れ部のリクライニング動作に連動して前記肘掛部が椅子本体に対して前後方向に移動するようにされていること、肘掛部の下部に前後方向に回動するための回動部を設けること、肘掛部の後部で回動可能に背凭れ部の側部と連結する連結部を設けることが記載されている。また、図4は、背凭れ部12aが座部に対してリクライニングすると、背凭れ部に連結された肘掛部が前後方向に回動することを概略的に図示している。

(イ)上記(ア)によれば、本件明細書には、[1]肘掛部の後部と背凭れ部の側部とを、「肘掛部全体が、前記背凭れ部のリクライニング動作に連動して、リクライニングする方向に傾くように」（構成要件E）連結する連結手段については連結部による回動関係が、[2]肘掛部全体を座部に対して回動させる回動手段については回動部による回動関係が開示されているが、[3]背凭れ部をリクライニングするように座部に対し連結する連結手段の具体的な構成は記載されていない。また、本件明細書には、「背凭れ部のリクライニング角度に関わらず施療者の上半身における着座姿勢を保」つように（構成要件F）、[1]肘掛部の後部と背凭れ部の側部とを、「肘掛部全体が、前記背凭れ部のリクライニング動作に連動して、リクライニングする方向に傾くように」連結する連結手段（構成要件D、E）、[2]背凭れ部のリクライニング動作の際に上記の連結手段を介して肘掛部全体を座部に対して回動させる回動手段（構成要件D）及び[3]背凭れ部をリクライニングするように座部に対し連結する連結手段（構成要件D）の具体的な組み合わせの記載はない。

(ウ)上記(イ)のとおり、本件においては、構成要件D、Fを充足するような、[1]肘掛部の後部と背凭れ部の側部を連結する連結手段、[2]肘掛部全体を座部に対して回動させる回動手段及び[3]背凭れ部を座部に対し連結する連結手段の具体的な組み合わせが問題になっており、したがって、これらの各手段は何の制約もなく部材を連結又は回動

させれば足りるのではなく、それぞれの手段が協調して構成要件D Fに示された機能を実現する必要がある。そうすると、このような機能を実現するための手段の選択には、技術的創意が必要であり、単に適宜の手段を選択すれば足りるというわけにはいかないのであるから、明細書の記載が実施可能要件を満たしているといえるためには、必要な機能を実現するための具体的構成を示すか、少なくとも当業者が技術常識に基づき具体的構成に至ることができるような示唆を与える必要があると解されるところ、本件明細書には、このような具体的構成の記載も示唆もない。

### (17)知財高判令和元年12月26日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10104号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/143/089143\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/143/089143_hanrei.pdf)

原告は、レストランにおける飲食物の提供等を指定役務とする商標(本願商標)について国際商標登録出願(本件出願)をしたが、拒絶査定を受けたため、原告は、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標は、上段に、左向きの金色の牛の図形を配し、当該図形部分の下方に、「EMPIRE」の黒色の欧文字と「STEAK HOUSE」の黒色の欧文字を上下2段に横書きに書してなり、上下2段の文字部分の間に二重線を配してなる結合商標である。

本件審決の理由の要旨は、本願商標は、本願の出願日前の出願に係る「EMPIRE」の文字を標準文字で表してなる登録商標(引用商標)と類似する商標であり、その指定役務も引用商標と同一又は類似するものであるから、本願商標は、商標法4条1項11号に該当し、登録することができないというものである。

原告は、本願商標のうち、「EMPIRE」の文字部分及び「STEAK HOUSE」の文字部分は、「EMPIRE STEAK HOUSE」の全体をもって造語としての店名を構成して識別の用に供され、「帝国のステーキハウス」という観念を生じさせ、そこから高級な、並外れたステーキハウスであることがアピールされているから、本願商標から「EMPIRE」の文字部分を分離して観察することは不自然であり、本願商標から「EMPIRE」の文字部分を要部として抽出することはできないから、「EMPIRE」の文字部分と引用商標とを比較して、類否判断することは許されない旨主張する。

しかしながら、我が国において、「STEAKHOUSE」(ステーキハウス)の語は、「ステーキ専門店」を表す語として一般に用いられていること、上記語が「ステーキ専門店」の店名の一部に含まれる場合には、上記語を除いて、当該店名が略称される場合があることも普通であることに照らすと、「EMPIRE STEAK HOUSE」の全体をもって造語としての店名を構成して識別の用に供されているものと認めることはできないから、原告の上記主張は、その前提において理由がない。

そして、本願商標の「EMPIRE」の文字部分と引用商標は、称呼及び観念において同一であること、「STEAK HOUSE」の文字部分及び牛の図形部分は、本願の指定役務中「レストランにおける飲食物の提供」との関係においては、識別標識としての機能が微弱であることに鑑みると、両商標が上記役務と同一又は類似の役務に使用された場合には、その役務の出所について誤認混同を生じるおそれがあるから、両商標は全体として類似しているものと認められる。

したがって、本願商標は、商標法4条1項11号に該当するものと認められる、として原告の請求は棄却された。

## 【民事手続】

### (18)大阪高決令和元年7月3日 金法2129号72頁

令和元年(ラ)第620号 文書提出命令申立てについてした決定に対する抗告事件(抗告棄却)

本件の基本事件は、大手ハウスメーカーXにおいて分譲マンション用地を購入するに際し、いわゆる地面氏詐欺に遭って売買代金名下に55億5900万円を騙取されたことに関し、Xの株主Yが当時の取締役2名を被告として、Xへの賠償を求める株主代表訴訟である。本件は、Yが、本件基本事件において被告らのために補助参加したXにおいて所持する本件詐欺被害に関する複数の文書につき文書提出命令の申立てをした事件であり、X社外役員で構成される調査委員会作成に係る調査報告書はその一部である。本件調査報告書についてYが主張する文書提出義務の原因は民事訴訟法220条1号および4号であったが、Xは、本件調査報告書には、同条4号二所定の自己利用文書に該当するなど主張して文書提出義務を争った。原決定は、同条4号二該当性を否定し、Xに対して本件調査報告書の提出を命じる旨の決定をしたところ、Xがこの決定を不服として即時抗告をした。

本決定は、イン・カメラ手続を実施した結果を踏まえ、本件調査報告書は、(1)関係者の発言あるいは関係者による論争を赤裸々に記録した文書ではなく、会社の組織としての意思決定や行動の在り方を客観的に指摘するものである上、X代表取締役会長であったAが報道関係者に対して本件調査報告書の概要を公表した事実を照らせば、本件調査報告書が、外部の者に開示することがおよそ予定されていなかった文書であると断定することは困難であり、(2)その記載内容が開示されれば個人のプライバシーが侵害されるとか、関係者個人の自由な意思決定やXの団体としての自由な意思形成が阻害されるといった不利益が生ずるおそれがあるとは認められないから、民事訴訟法220条4号二所定の自己利用文書に該当するとは認められないと判示した。

## (19)大阪高判令和元年8月29日 金法2129号66頁

平成31年(ネ)第444号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、破産債権者である信用保証協会Yが破産手続開始後に物上保証人Xから債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権を基礎として計算された配当額のうち実体法上の残債権額を超過する部分を、破産管財人がYに配当したことから、XがYに対し、民法703条に基づき、超過部分の返還を求めるとともに、同704条前段に基づき、配当受領日以降の年5分の割合による利息の支払を求めたところ、原審が請求認容判決をしたことに対し、Yが控訴した事案である。

本判決は、破産管財人のYに対する配当は劣後的破産債権ではなく一般破産債権に対してなされたものであり、他方で、本件破産債権についての配当額と配当時点でYが有していた本件破産債権額との差額である本件超過部分については、実体法上、Yがこれを受領する地位にはなく、Xがこれを受領する地位にあった、本件超過部分が一般破産債権である本件破産債権に対する配当から生じたものである以上、本件破産手続において一般破産債権に劣後するものとされて配当されなかった本件遅延損害金にこれを充当することは、一般破産債権と劣後的破産債権とを峻別し、配当において前者を後者に優先した破産法の趣旨等に照らして許されず、YがこれをXに交付しないで保持することについて法律上の原因はない、本件超過部分は実体法上Xに帰属すべきものであるところ、これをYが領得することは、法律上の原因なくXの損失のもとでYが利得しているといえるとして、Yの不当利得の成立を認めた。

### 【刑事法】

## (20)最二判令和元年12月20日 裁判所HP

平成30年(あ)第437号 覚せい剤取締法違反被告事件(原判決一部破棄自判,その余は上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/109/089109\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/109/089109_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は、Aとの間で、覚せい剤100gを80gと20gに分けて引渡し、代金80万円とすることを約束し、代金全額を被告人名義の預金口座に入金させた。被告人は、その一部として、覚せい剤78.76g(本件覚せい剤)をAの住居宛に宅配便により発送したが、その目的を遂げなかった。(本件譲渡未遂)

原判決は、被告人が得た財産は、本件覚せい剤の代金相当額に限られるとし、被告人は、約束した覚せい剤100gのうち、その8割に相当する分として本件覚せい剤を発送したと認められるから、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法違反等の特例等に関する法律(麻薬特例法)2条3項にいう「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」は64万円であり、既に費消されて没収することができないので、同額を追徴するものとした。

検察官、弁護人ともに上告した。

(判旨)

被告人は、覚せい剤100gを代金80万円で譲渡するという約束に基づき、代金の支払いを受けるとともに、本件覚せい剤の譲渡の実行に着手したもので、代金全額が、その約束に係る覚せい剤の対価として本件譲渡未遂と結びついており、本件譲渡未遂を原因として得た譲渡といえるから、麻薬特例法2条3項にいう「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」として犯罪収益に該当するから、原判決が64万円を追徴するとした部分を違法として破棄し、80万円を追徴することとした。

## (21)東京高判平成30年9月5日 判例時報2424号131頁

平成30年(う)第540号 建造物侵入、窃盗、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反被告事件(控訴棄却,上告)

建造物侵入・窃盗等の事案で、被告人が居住するマンションのゴミステーションに出されたごみ袋から証拠(本件紙片)が発見された。本件紙片取得の経緯は、ゴミステーションに出されたごみ袋を清掃会社の担当者がマンション内のごみ集積所に移動させ、警察官が同担当者立ち合いの下、ごみ袋の任意提出を受けて領置した後、ごみ袋の中を確認して本件紙片を発見し、一旦ごみ袋ごと返還し、同担当者から改めて本件紙片の任意提出を受けて領置したというものである。

被告人は本件紙片が違法収集証拠であるとして争い、1審はこれを排斥し、被告人が控訴した。本判決はごみの占有は、遅くとも清掃会社がゴミステーションから回収した時点でごみを捨てた者から管理組合、管理会社及び清掃会社に移転し、これらが重疊的に占有しているものと解され、所持者が任意に提出した物を警察が領置したものであり、ゴミ袋を開封して内容物を確認した行為は領置した物の占有継続の要否を判断するためにされた必要な処分であり、マンションの居住者等が捨てたごみの内容のみだりに他人に見られることはないという期待を有していることを踏まえても、本件捜査はその必要性があり、方法も相当であったとして被告人の主張を排斥した。

## (22)東京高判令和元年12月10日 裁判所HP

令和元年(う)第1251号 被告人aに対する殺人,死体遺棄被告事件,被告人bに対する殺人幫助,死体遺棄被告事件(原判決中被告人bに対する部分は破棄自判,被告人aの控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/141/089141\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/141/089141_hanrei.pdf)

### (事案)

被告人aは同人の妻を殺害し,被告人aの母である被告人bはこれを幫助し,両名が被害者の死体を埋めて遺棄した行為において,原判決は,被告人aに懲役15年,被告人bに懲役7年の刑を言い渡した。

これに対し,各弁護人が量刑不当等を理由として,控訴した。

### (判旨)

原判決は,被告人bに被害者殺害を容認する個人的な動機があったことなどから,幫助犯の中で最大級の非難に値し,正犯の半分程度の刑事責任が相当としたが,被告人bは母親として息子である被告人aの依頼に応えたいとの心情から幫助行為に及んだものである点で原判決の判断は支持できないし,原判決は,懲役6年を求刑した原審検察官の論告が本件の犯情を適切に評価しておらず,軽すぎるとして求刑を超える懲役7年を量定したものであるが,論告の犯情評価が不十分であるとはいえない。よって,被告人bについては,原判決を破棄し,懲役6年の刑に処する。

## (23)東京高判令和元年12月17日 裁判所HP

平成31年(う)第21号 殺人,殺人未遂,傷害被告事件(原判決破棄,差戻し)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/156/089156\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/156/089156_hanrei.pdf)

### (事案)

被告人は,勤務先である老人ホームの同僚Aに睡眠導入剤により薬物中毒症状を生じさせ,それにより,自動車を運転したAは,自動車を対向車線に進出させ,その結果,Aは死亡し,対向車の運転者Bは傷害を負った。同僚C及びその夫Dに睡眠導入剤により薬物中毒症状を生じさせ,それにより,自動車を運転したDは,車を対向車線に進出させ,その結果,C,D及び対向車の運転者Eは傷害を負った。同僚Fに睡眠導入剤を摂取させ,急性薬物中毒の傷害を負わせた。以上の犯行において,原判決は,被告人を懲役24年に処した。

### (判旨)

原判決が,被告人のB及びEに対する未必の故意を認めた点は不合理である。まず,につき,Aの運転による事故のためにその相手方が死亡する可能性は低く,被告人はそれを惹起し難く,被告人が,Aが起こす交通事故の相手方が死亡してもやむを得ないと認容したと認めるには合理的疑いが残るから,Bに対して殺人未遂罪は成立しない。次に,につき,交通事故の相手方は,居眠り運転しているDの車両を避けて自らの命を守ろうとする行動をとることが一応可能であって,Dが自動車を運転したからといって事故の結果としてその相手方が死亡することまで当然に想起するとはいえないから,交通事故の相手方が死亡してもやむを得ないと認容したとはいえない。

よって,被告人のB,Eに対する未必の故意を認めた原判決は破棄すべきである。そうすると,B及びEに対する各傷害罪の成否について,裁判員裁判により審理した上で量刑判断を行うのが相当であるので,原裁判所に差し戻すこととする。

## 【社会法】

### (24)東京高判平成31年2月27日 判例タイムズ1466号67頁

平成30年(行コ)第312号懲戒免職処分等取消請求控訴事件(原判決一部変更,上告,上告受理申立)

公立中学校の校長であったXが,部下の女性教諭にわいせつ行為をしたことを理由に懲戒免職処分と退職手当等(2228万9628円)の全部不支給処分を受けたため,これら各処分が不当に重すぎるとして各処分の取消しを求めた訴訟において,退職手当等全部不支給処分の当否が問題となった。

第1審判決では,Xの約36年に及ぶ教員としての実績等を考慮して,退職手当等の金額の4分の3を超えて不支給とする部分は違法だとして全部不支給処分を取り消したが,本控訴審判決は,行為の悪質さ,行為に至る経緯や行為後の言動にも問題があること,女性教諭がストレス障害から出勤困難となったこと,率先してセクハラ防止環境を整えるべき校長としての職責,懲戒免職者に退職手当等を一部支給する場合を定める運用基準にも該当しないことなどを考慮して,当該全部不支給処分には裁量権の逸脱・濫用はなく適法であると判断して,原判決のうちX勝訴部分の全部を取り消して,Xの請求の全部を棄却した。

## 【紹介済み判例】

東京高判平成30年7月30日 判例時報2425号111頁

平成28年(ウ)第2280号 強盗殺人被告事件 控訴棄却(上告)

法務速報209号15番にて紹介済み

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/993/087993\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/993/087993_hanrei.pdf)

最三判平成31年2月5日 判例タイムズ1466号49頁

平成30年(行ツ)第92号,平成30年(行ヒ)第108号選挙無効請求事件(上告棄却)

法務速報214号21番にて紹介済み

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/381/088381\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/381/088381_hanrei.pdf)

知財高判平成31年2月6日 判例時報2424号117頁

平成30年(行ケ)第10124号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却(確定))

法務速報214号12番にて紹介済み

仙台高裁秋田支部判平成31年2月13日 判例時報2423号34頁

平成29年(ネ)第61号・平成30年(ネ)第38号 国家賠償等請求控訴,同附帯控訴事件(変更(上告・上告受理申立))

法務速報220号18番にて紹介済み

最三判平成31年3月5日 判例時報2424号69頁

平成30年(受)第234号 損害賠償等請求事件(破棄自判)

法務速報215号2番にて紹介済み

最一判平成31年3月7日 判例時報2423号20頁

平成29年(受)第1372号 売買代金請求本訴,損害賠償請求反訴事件(破棄差戻)

法務速報215号3番にて紹介済み

最三決平成31年3月13日 判例時報2423号111頁

平成31年(シ)第113号 接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(取消差戻)

法務速報215号19番にて紹介済み

最三判平成31年4月9日 判例時報2423号17頁

平成30年(行ヒ)第262号 固定資産評価審査決定取消請求事件(破棄差戻)

法務速報216号15番にて紹介済み

最一判平成31年4月25日 判例時報2424号126頁

平成29年(受)第1889号 未払賃金等,地位確認等請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻し,一部上告棄却)

法務速報217号18番にて紹介済み

最三決平成31年4月26日 判例時報2425号10頁

平成30年(許)第13号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

法務速報217号13番にて紹介済み

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/646/088646\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/646/088646_hanrei.pdf)

大阪地判令和元年5月23日 判例タイムズ1466号163頁

平成30年(ワ)第7687号 保険金請求事件(請求棄却,確定)

法務速報224号21番にて紹介済み

## 2. 令和2年(2020年)1月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

該当法律なし

### 3.1月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

第一東京弁護士会司法研究委員会建築紛争研究部会 編 ぎょうせい 302頁 3,960円  
リフォーム・改修工事トラブルの解決ポイント 紛争事例からわかる実務指針

荒井正児 大室幸子 佐々木奏 奥田隆文/著 中央経済社 258頁 3,520円  
企業訴訟の和解ハンドブック 手続・条項作成の実務

狩倉博之 渡部英明 三浦靖彦 杉原弘康/編著 学陽書房 176頁 2,530円  
弁護士費用特約を活用した物損交通事故の実務

東京弁護士会法友全期会/編著 第一法規 428頁 3,740円  
どの段階で何を?業務の流れでわかる!遺言執行業務相続法改正対応版

山浦美紀 西田 恵 山中俊郎 桑田直樹/著 民事法研究会 400頁 5,060円  
家族・親族経営会社のための相談対応実務必携 紛争の予防と回避を実現する実践ノウハウ集

家庭の法と裁判研究会/編 日本加除出版 157頁 1,980円  
家庭の法と裁判 号外 改正民事執行法における新たな運用と実務  
債務者財産の開示・情報取得手続と子の引渡しの強制執行を中心に

#### 4.1月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会親和全期会/編著 第一法規 237頁 2,750円

こんなところでつまづかない!!刑事事件21のメソッド

弁護士とソーシャルワーカーの協働を考える会/編著 第一法規 217頁 2,970円

福祉的アプローチで取り組む弁護士実務 依頼者のための債務整理と生活再建

東京弁護士会法友会/編 ぎょうせい 233頁 2,750円

Q&A改正民事執行法の実務 弁護士が知っておくべき改正のポイント

東京弁護士会二一会研究部/編著 第一法規 339頁 3,740円

43事例掲載 裁判例からつかむ 従業員不祥事事件の相談実務

東京弁護士会法曹大同会/編著 第一法規 320頁 3,520円

ハラスメント事件の弁護士実務 法律相談時の留意点と裁判例にみるハラスメント該当性

横山雅文/著 第一法規 150頁 2,420円

事例でわかる 自治体のための組織で取り組むハードクレーム対応

## 5. 発刊書籍<解説>

「どの段階で何をやる?業務の流れでわかる!遺言執行業務相続法改正対応版」

遺言作成から執行業務を執り行い終了するまでの一連の流れが、書式例とともに解説されている。事務的な作業をどのように進めていけばよいのかも学ぶことができる本であり、当該業務を担当する若手弁護士向けの本である。

「こんなところでつまづかない!刑事事件21のメソッド」

刑事事件について新人向けに経験談をもとにして注意点が解説されている本である。被疑者、被告人対応など若手が悩みそうな事例に対するアドバイスが具体的に解説されており、これから実務を行う際に読んでおくと参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。